

2023年10月15日 第15回なくそう!官製ワーキングペア集会反貧困集会2023

# 臨時的任用職員の雇用継続と 無期転換を



伊藤拓也(いとう・たくや)

全国学校事務労働組合連絡会議(全学労連)

学校事務職員労働組合神奈川川崎支部(学労川崎)

川崎市立学校事務職員

# 臨時的任用職員とは



地方公務員法第22条の3 と

「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」を踏まえると

- 常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に
- 最長12か月の範囲で（※6か月以内+更新6か月以内）
- フルタイム勤務で常勤職員が行うべき業務に従事する

↓ しかし ↓

- 12か月の後に再度更新することはできない
- 正式任用に際していかなる優先権をも与えるものではない

常勤職員と  
仕事は同じ!

→そんな有期雇用職員

# 臨時的任用職員は学校にとっても多い



○ 臨時的任用職員の総数は6.8万人で、そのうち、都道府県が81.4%、指定都市が15.4%となっている。

○ 職種では「教員・講師」が8割以上を占めている。

※ 学校の教員については、児童生徒数が年度開始時点で確定しない場合に対する時限的な教員の確保といった臨時の職などが該当する。

「教員・講師」が  
8割以上

区分	合計	主な職種			
		教員・講師※	一般事務職員	技能労務職員	医療技術員
都道府県	55,790 (81.4%)	48,651 (87.2%)	3,546 (6.4%)	1,309 (2.3%)	399 (0.7%)
市区町村等	12,708 (18.6%)	10,589 (83.3%)	1,118 (8.8%)	198 (1.6%)	91 (0.7%)
指定都市	10,534 (15.4%)	9,638 (91.5%)	666 (6.3%)	26 (0.2%)	43 (0.4%)
市区	1,622 (2.4%)	844 (52.0%)	285 (17.6%)	99 (6.1%)	32 (2.0%)
町村	262 (0.4%)	64 (24.4%)	58 (22.1%)	26 (9.9%)	12 (4.6%)
一部事務組合等	290 (0.4%)	43 (14.8%)	109 (37.6%)	47 (16.2%)	4 (1.4%)
合計	68,498 (100.0%)	59,240 (86.5%)	4,664 (6.8%)	1,507 (2.2%)	490 (0.7%)

地方公務員の会計年度任用職員等の臨時・非常勤職員に関する調査結果(20年4月・総務省)

# 臨時的任用職員は学校にとっても多い



## 1 臨時的任用職員の在職者数 内訳(R4.4.1時点)

(単位:人)

	一般事務職	建築職	社会福祉職	獣医師	保育士	薬剤師	合計
総務企画局	1						1
財政局	5						5
市民文化局	1						1
経済労働局	1						1
環境局	3						3
健康福祉局	3			1			4
こども未来局	1				1		2
まちづくり局	2	1					3
川崎区役所	1					1	2
中原区役所	1		1				2
高津区役所	1		1				2
宮前区役所	1						1
多摩区役所	1		1				2
麻生区役所				1			1
上下水道局	2						2
<b>総計</b>	<b>24</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>32</b>

川崎市  
臨時的任用職員の  
局・職種別在職者数  
(22年4月時点)

## 2 臨時的任用教職員の在職者数(R4.4.1時点)

(単位:人)

	学校事務職	教育職	学校栄養職	合計
教育委員会	36	514	17	567

95%近くが  
学校教職員

# なぜ臨時的任用職員は学校に多い？



- 教諭・学校事務職員・学校栄養職員は、  
法律で「標準定数」が決められている。
- 標準定数は児童生徒1人の増減でも変わる場合があり、  
あらかじめ完全に予測することは不可能。
- 産休や育休、病気休職、中途退職等で常勤職員が欠けた場合にも、  
臨時的任用職員で代替を措置する。
- 臨時的任用職員であれば常勤職員と同じ職務を担うので、  
学級担任や、職場でただひとりの事務・栄養職員も担わせられる。

# ところで学校事務職員って…?



- 教職員の一員として学校で勤務
- 学校における総務・経理・庶務事務全般にあたる職員
- 小中学校の場合、ほとんどの学校で1人ないし2人配置
- 給与負担者は都道府県・政令市（教諭と同）

当然ながら

臨時的任用職員もまったく同じ

# 臨時的任用学校事務職員の抱える困難



1年任期・更新なし

毎年年度末には  
雇用・生活不安



次の任用を考えると  
過重労働も断れない

採用試験の年齢制限

長年働いている人ほど  
受験さえできない



不安定な雇用・生活の  
固定化・長期化

# 臨時的任用の固定化～川崎市の実例



臨時学校事務職員 通算経験年数（令和4年4月1日時点）

通算 経験年数	1年未満	1年以上～ 5年未満	5年以上～ 10年未満	10年以上～ 15年未満	15年以上～ 20年未満	20年以上～ 25年未満	25年以上～ 30年未満	合計
人数	10	6	8	4	3	1	1	33

23年3月13日・川崎市議会文教委員会  
「陳情第169号についての資料」より

**5年…10年…15年…  
25年以上の方まで！**



# 有期雇用の学校事務職員は多い



学校事務職員に占める有期雇用（臨時的任用・任期付）職員の状況

	職員総数	配同代替数	産休代替数	育休代替数	欠員補充数	有期雇用数	有期雇用率	欠員補充 有期雇用率
全国合計	30,492	5	175	793	3,566	4,539	14.9%	11.7%
京都府	338	0	1	10	99	110	32.5%	29.3%
熊本市	161	0	1	1	48	50	31.1%	29.8%
宮崎県	402	0	0	2	120	122	30.3%	29.9%

各都道府県・政令市「公立小・中学校教職員実数調（令和4年5月1日現在）」より

文科省情報公開資料を元にした  
全学労連まとめより

**全国平均で7人に1人が有期雇用  
府県市によってはほぼ3人に1人**

# 組合員の雇用のために



- 学労川崎の組合員に経験年数18年の臨時的任用学校事務職員
- 毎年、当局に申入書を提出し雇用継続を要求
  - しかし当局は「任用」の建前論に終始
  - “結果として”任用は続いてきたけれど…(もちろんそれは大事)

戦術強化

「無期転換」を前面に押し出し社会的課題に押し上げよう！  
そうした取り組みを通して、雇用継続も勝ち取ろう！

# 無期雇用転換を川崎市議会に陳情



市立学校で長年にわたり正規職員同様に働き続けている

「非正規学校事務職員」(臨時的任用職員)の

無期雇用転換を求める陳情

(提出者=学労川崎)

- 23年2月8日:プレスリリース
- 2月13日:陳情提出(地域情報誌「タウンニュース」取材→2月24日報道)
- 2月22日:市議会議員団へ支援要請
- 3月13日:市議会文教委員会で審査

# 陳情に対する市教委の考え方



- 一度任用した職員を新たな職にあらためて採用するものとして再度任用する場合があります、その結果数年間にわたり任用している  
臨時的任用職員もいる。
- 任用は行政処分であり、辞令に示された期間の満了によって  
当然に職員の身分は消滅する。
- 労働契約法は適用除外であり無期雇用転換が適用されていない。
- 地方公務員法により、採用に関する優先権は認められていない。

→地方公務員法・労働契約法等現行法令のもとでは実現は難しい。

# 結果は不採択…でも前向きな発言も



## 議 決

### 《趣旨採択》

- 共産党

### 《不採択》

- 自民党
- 公明党
- みらい (旧民主党系会派)
- 無所属2議員

理由はいずれも  
「法の定め」

## 議員からの発言

- 「1年間の細切れでなく同じ事務職員が  
同じ学校に居ることはメリット」
- 「処遇改善の努力と  
現場の声を聞くことが必要」
- 「内容としては耳を傾けなければならない」
- 「気持ちはわかる」
- 「問題提起として大切」

# 結果を受けて……この先の展望



- もとより容易に突破できる壁とは考えていない
- けれど、問題を可視化させる第一歩にはなった
- 今後もあらゆる手法を駆使して  
無期雇用転換実現に向けた取り組みを続ける
- 全国でも同様の取り組みを目指したい
- 官製ワーキングプア問題に連なる皆さんとともに!



本日は  
ありがとうございました



全学労連  
HP

引き続き  
ともに頑張りましょう



がくろう神奈川  
学労川崎  
HP

伊藤拓也・連絡先: [itot@tutanota.com](mailto:itot@tutanota.com) / X (旧・Twitter) アカウント@it\_zgrr